

1. 頂いたご意見の件数

「評価方法基準」及び「建築主の判断基準」の地域区分の改正案関係	8件
その他（今回の改正案に係るもの以外のご意見、ご提案等）	2件
合 計	10件

2. 主なご意見の概要と、それに対する国土交通省の考え方

○ 今回の改正案に係るもののうち、「防犯に関すること」に関するもの

番号	ご意見の概要	国土交通省の考え方
01	「(6-2において同じ。)」という文言は該当する記載がなく不要であるため削除すべき。	ご指摘を踏まえ、修正します。
02	5-1 (3) イ④aについて、設計施工指針3 (2) イを引用すべき。	設計施工指針3 (2) イは必要な断熱性能を確保するための仕様を規定している箇所であり、熱損失係数に基づき断熱性能の評価を行う際には当該仕様規定は適用しないこととして整理しているところです。
03	5-1 (3) イ④aについて、設計施工指針3 (2) ロ (イ) を引用すべき。	一般的に用いられる全ての建材の透湿抵抗がJIS等の規格に位置づけられている現状にはなく、評価に必要なデータが広く一般に入手可能とは言えないことから、現時点では住宅性能表示制度の評価項目としておりません。
04	5-1 (3) イ④bについて、設計施工指針3 (2) イを引用すべき。	02と同じ
05	5-1 (3) イ④bについて、設計施工指針3 (2) ロ (イ) を引用すべき。	03と同じ
06	5-1 (3) イ④bについて、設計施工指針3 (2) ロ (チ) を引用すべき。	ご指摘を踏まえ、修正します。
07	5-1 (3) イ④cについて、気密性の確保、結露防止の観点から、設計施工指針3 (2) イを引用すべき。	02と同じ
08	5-1 (3) イ④cについて、設計施工指針3 (2) ロ (イ) を引用すべき。	03と同じ

※ 類似のご意見については、趣旨を損なわない範囲で、適宜まとめさせていただきました。

※ 頂いたご意見のうち、今回の改正案に係るもの以外のご意見、ご提案等についても、今後の制度運営の参考とさせていただきます。